

非常勤役員退任報労金規程

- 第 1 条 この規程は、学校法人関西医療学園（以下「学園」という。）の非常勤役員の退任報労金について、必要な事項を定めることを目的とする。
- 第 2 条 前条の非常勤役員とは、学園役員報酬規程第 2 条第 2 号及び同条第 3 号に定める役員以外の役員をいう。
- 第 3 条 退任報労金は、非常勤役員として10年以上在任した者、あるいは在任中特に功労があった者、その他特別の事情があると認めた者に対して、退任時の俸給月額30箇月分を上限として理事長が支給額を決定し、理事会の決議を経て支給することができる。
- 第 4 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議により行う。

附 則

1. この規程は令和5年12月16日から施行する。